

農事組合法人に係る所得金額計算書 記載要領

この計算書は、地方税法第72条の4第3項に該当し、高知県に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人が記載し、確定申告書又は修正申告書を提出する際に、課税所得金額をあん分計算する場合に、地方税法施行規則第6号様式別表5の明細書として作成し添付してください。

まず先に、「II 農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書」を作成してから、「I 農業にかかる所得金額等の計算」を作成しますが、課税事業と非課税事業とを区分して計算している場合は、「II 農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書」部分のみ記載し、区分計算に用いた計算書等を添付して提出してください。

I 農業にかかる所得金額等の計算

課税事業と非課税事業の区分が困難な場合に記載してください。

欄	記載の仕方及び留意事項
「総所得金額①」	「所得金額に関する計算書」(地方税法第6号様式別表5)の「再仮計」欄の金額を記載します。当該金額が欠損金額である場合には、当該金額に△印を付して記載してください。
「土地等の譲渡益等②」	総所得金額の計算上、土地等の譲渡益等がある場合に譲渡収入から取得費及び譲渡費用を減算した金額を記載してください。
「農業に係る収入金額④」	次の(1)又は(2)の収入金額を記載してください。 (1) 付帯事業が課税の場合は、「⑩(ア)」の収入金額 (2) 付帯事業が非課税の場合は、「⑩(ア) + ⑪(イ)」の収入金額
「農事組合法人の農業に係る所得金額⑥」	「課税標準の基礎となる総所得金額③」×(「農業に係る収入金額④」/「総収入金額⑤」)を記載してください。なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切上げ(欠損金額の場合は切捨て)てください。また、当該金額は「第6号様式別表5」の「農事組合法人の農業に係る所得」に移記してください。

II 農業に付帯する事業に係る課税・非課税の判定計算書

総収入金額とは、当該事業年度において収入すべき一切の金額（収入する権利の確定したものをいう。）をいいます。

ただし、次に掲げるものは含みません。

- (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
- (2) 土地等の譲渡に係る収入金額
- (3) 従業員から徴収している社宅、寮、駐車場等の使用料収入及び食事代収入
- (4) 収入金額に計上した国税及び地方税にかかる還付金、充当金、過誤納金の額（還付（充当）加算金は「その他の収入金額」に含みます。）
- (5) 償却資産の売却収入のうち取得価額を超えない部分の額その他の経費の戻入と認められる収入金額
- (6) 購入たな卸資産に係る仕入割戻し（リベート）の額として収入に計上した額
- (7) 国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするもの及び借入に対する助成金
- (8) 受取配当等のうち、法人税法第 23 条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない部分の金額
- (9) 保険の解約又は満期返戻金など払込保険料が返戻されたもの（運用益は「その他の収入金額」に含みます。）
- (10) 保険金・共済金のうち、支払相当額と相殺されたもの（減失した資産の取得価格を上回る額、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償、所得補償等の保険金等は「その他収入金額」に含みます。）

ただし、農産物の減収補填を目的として支払いを受ける農業共済金は「農業部門の収入金額^⑩」に含めてください。

欄	記載の仕方及び留意事項
「農業部門の収入金額 ^⑩ 」	<p>・日本標準産業分類の「011－耕種農業」に係る収入金額を記載してください。（「畜産」、「農業サービス業」及び「園芸サービス業」に係る収入金額は、それぞれの区分に応じ、「農業に付帯する収入」又は「その他の収入金額」欄に記載してください。）</p> <p>・「農業部門の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。</p>

	<p>(1) 耕種（米、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物及び桑の栽培等）による収入金額</p> <p>(2) 耕種農業に直接関連して交付される公共団体等からの補助金・助成金・交付金 （減収補填や作付け助成等のほか、農業生産条件の不利を補正するための支援等の性格を有する交付金、大口利用者奨励金など、農産物を生産・販売することによって実現する収入については、農業部門の収入としてください。）</p> <p>(3) 農産物の減収補填を目的として支払を受ける農業共済金</p> <p>(4) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額</p>
<p>「農業に付帯する事業の収入金額①」</p>	<p>・自己の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものや、主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して製造・加工を行っているものなどで、これらの事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業で、農業に付帯すると認められる事業に係る収入金額を記載してください。</p> <p>・「農業に付帯する事業」には、次のようなものが含まれます。</p> <p>(1) 農業に付帯する事業に対して交付される公共団体等からの補助金・助成金・交付金</p> <p>(2) 穀物の脱穀又は植付け、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除など農作業の請負に係る収入金額</p> <p>(3) 自己の設置する共同選果、選別場又は調整施設、貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の手数料や利用料等</p> <p>(4) 稲藁などの副産物、作業くずを自己で製造・加工し譲渡する場合の収入金額</p> <p>(5) 自己の栽培した農産物又は副産物を原材料に使用して行う物品の製造又は加工（通常必要最低限の加工を除く）による収入金額</p>

	<p>(6) その他農業に付帯すると認められるものに係る収入金額</p> <p>(農業に関する調査研究、情報の収集及び提供等の事務処理の受託で、その受託内容に農産物の栽培を含む場合の収入金額は「農業に付帯する事業」に含めてください。)</p>
「その他の収入金額⑫」	<ul style="list-style-type: none">・「農業部門の収入金額⑩」と「農業に付帯する事業の収入金額⑪」以外の事業に係る収入金額を記載してください。・「その他の収入金額」には、別途店舗等を構えて販売する場合や、原材料を他から購入し加工製造する場合の収入金額が含まれます。